

会員証管理運営内規

2010年4月1日制定

2011年9月6日改正

第1章 総則

第1条 (目的)

本内規は、社団法人電気設備学会（以下学会という）が発行する会員証に関する事項を定める。

第2条 (適用範囲)

本内規は学会が発行する会員証の管理者及び利用者に適用する。

第2章 会員証の発行

第3条 (発行範囲)

会員証は学会の正会員（以下会員という）に発行する。

第4条 (会員証の帰属)

会員証の所有権は学会に帰属し、会員に貸与する。

第5条 (発行時期)

会員証は理事会において会員資格を得た会員に次のとおり、発行する。

会員資格取得の時期	会員証発行月
前年11月理事会後～5月理事会まで	5月発行
5月理事会後～11月理事会迄	11月発行

第3章 運用管理

第6条 (発行管理)

会員証の発行及び管理は、総務部会が行うものとし、会員情報の確認、会員証発行の認定、会員証の発送管理、その他会員証の発行に係る事項についてその責を負う。

第7条 (会員証の記載内容)

会員証には、学会ロゴマーク、学会名、学会所在地、学会電話番号及び会員証の取扱注意事項を記載する。会員番号、氏名、入会日以外の個人情報に関する事項は記載しない。

第8条 (会員証の制作)

会員証の制作は総務部会で予算、発行枚数等を審議の上決定する。会員証の制作は外部業者へ業務委託することができる。

第9条 (会員証の送付)

会員証は会員宛に直接送付する。会員証の送付は業務委託することができる。

第10条（管理責任等の通知）

会員証に係る管理責任等の通知は、会員証の送付と同時に文書で通知する。

第4章 会員の注意

第11条（会員の責任）

会員証は会員が責任をもって保管する義務を負う。会員は会員証を第三者に譲渡、貸与あるいは担保に供してはならない。本責任は会員証の受領をもって発生する。

第12条（損害賠償）

会員が会員証の利用に関して、学会または第三者に対して損害を及ぼした場合、会員は学会または第三者に係る損害を賠償するものとし、学会は一切の責任を負わない。

第13条（会員資格失効時の取扱い）

会員資格を失効した場合、会員は速やかに会員証を学会に返却しなければならない。また、会員証の返却がない場合においても会員資格は失効する。

第5章 費用負担

第14条（会員証の費用）

会員証の新規発行費用は学会が負担する。

但し、会員より再発行の要請があった場合の再発行に係る費用は会員が負担する。

第6章 再発行

第15条（会員証の再発行）

会員が会員証を紛失、盗難、毀損などにより再発行の要請があった場合、再発行する。再発行の時期は、第5条に準じる。

第7章 情報の管理及び秘密保持

第16条（情報の管理及び秘密保持）

学会は会員証の運用管理を通じて知り得た会員の個人情報については、本学会の個人情報保護規程等を遵守しなければならない。

第17条（内規の改廃）

本内規について改定の必要が生じた時は、電気設備学会総務部会において審議し、改定することができる。

附則

本内規は制定又は改定の日から発効する。